

食品安全委員会の運営について（令和2年1月～令和2年3月）

1. 食品安全委員会の開催

1月：第769回～第771回（3回）

（1）食品健康影響評価の要請案件（4案件）

微生物・ウイルス（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の不活化処理等に関する飼料の基準・規格を設定又は改正する際の取扱いについて
肥料（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」のうち、食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入される普通肥料の公定規格を設定、変更又は廃止すること ・肥料取締法第3条第1項の規定に基づく普通肥料の公定規格の設定について
その他（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法施行令の一部改正について

（2）食品健康影響評価の結果通知案件（5案件、9品目）

農薬（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・イプフルフェノキン <u>ADIを0.048 mg/kg 体重/日、ARfDを1.2 mg/kg 体重と設定。</u> ・シフルフェナミド <u>ADIを0.041 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> ・メフェントリフルコナゾール <u>ADIを0.035 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> ・イマザピル <u>ADIを2.8 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> ・ベンズピリモキサシ <u>ADIを0.026 mg/kg 体重/日、ARfDを0.1 mg/kg 体重と設定。</u>
微生物・ウイルス（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の不活化処理等に関する飼料の基準・規格を設定又は改正する際の取扱いについて <u>食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</u>

<p>プリオン（1案件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓</u> <u>フランス及びノルウェーのそれぞれから輸入される牛肉及び</u> <u>牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人への</u> <u>リスクは無視できると判断。</u>
<p>新開発食品（4品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルシアサッと健膳プレーン、ヘルシアサッと健膳プレーン ボトル、ヘルシアサッと健膳レモンオリーブ風味、ヘルシア サッと健膳レモンオリーブ風味ボトル <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと</u> <u>判断。ただし、ALARA(As Low as Reasonably Achievable)の</u> <u>原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限</u> <u>りグリシドール脂肪酸エステル</u>の低減に務める必要。
<p>肥料（2案件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に</u> <u>基づき定められた、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規</u> <u>格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第28</u> <u>4号）の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」のうち、</u> <u>食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入</u> <u>される普通肥料の公定規格を設定、変更又は廃止すること</u> <u>食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を</u> <u>行うことが明らかに必要でないときに該当。</u> ・ <u>肥料取締法第3条第1項の規定に基づく普通肥料の公定規格</u> <u>の設定について</u> <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影</u> <u>響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
<p>その他（1案件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家畜伝染病予防法施行令の一部改正について</u> <u>食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を</u> <u>行うことが明らかに必要でないときに該当。</u>

2月：第772回～第774回（3回）

（1）食品健康影響評価の要請案件（1案件、10品目）

添加物（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・亜硫酸水素アンモニウム水 ・キチングルカン ・ポリビニルイミダゾール-ポリビニルピロリドン共重合体
農薬（4品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・エタボキサム ・チアジニル ・ベンゾベンジフルピル ・ミクロブタニル
動物用医薬品（1案件、1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ジニトルミド ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のデキサメタゾン及びベタメタゾン試験法の追加
遺伝子組換え食品等（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ ・Morph TG#626株を利用して生産されたα-グルコシダーゼ

（2）食品健康影響評価の結果通知案件（1案件、9品目）

農薬（7品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・カルボフラン <u>ADIを0.00015 mg/kg 体重/日、ARfDを0.00015 mg/kg 体重と設定。</u> ・カルボスルファン <u>ADIを0.005 mg/kg 体重/日、ARfDを0.005 mg/kg 体重と設定。カルボスルファンの代謝物であるカルボフランのADI及びARfDはカルボフランの結論と同じとすると判断。</u> ・ベンフラカルブ <u>ADIを0.0089 mg/kg 体重/日、ARfDを0.0092 mg/kg 体重と設定。ベンフラカルブの代謝物であるカルボフランのADI及びARfDはカルボフランの結論と同じとすると判断。</u> ・プロヒドロジャスモン <u>ADIを0.14 mg/kg 体重/日、ARfDを1.2 mg/kg 体重と設定。</u> ・フロメトキン <u>ADIを0.008 mg/kg 体重/日、ARfDを0.044 mg/kg 体重と設定。</u> ・ピリフルキナゾン <u>ADIを0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.05 mg/kg 体重と設定。</u>
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ビキサフェン <u>ADIを0.019 mg/kg 体重/日、ARfDを0.2 mg/kg 体重と設定。</u>
動物用医薬品（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のデキサメタゾン及びベタメタゾン試験法の追加 <u>食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</u>
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMON88701×MON88913系統 <u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」における亜種レベル以上の交配であることから、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u>
薬剤耐性菌（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜に使用するハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム <u>ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムを鶏に使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と判断。</u>

（3）その他

- ・令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関する審議の結果、
 - ①「野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌」及び「微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク管理」については、「食品安全委員会において情報収集を行う。」
 - ②「グルテン」についても、「食品安全委員会において情報収集を行う。」ことを決定。
- ・令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定。
- ・食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果（第24回：令和元年9月30日時点）を事務局から報告。
- ・企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況を事務局から報告。
- ・家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの審議結果の報告を受け、再度評価を実施することを決定。

3月：第775回～第778回（4回）

（1）食品健康影響評価の要請案件（3案件、39品目）

農薬、飼料添加物及びプ リオン（1案件）	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料の製造の方法等の基準及び成分規格の設定
動物用医薬品（32品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（バイコックス アイアン注射液） ・ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）（ガルエヌテクトS95-NBL） ・塩化ジデシルジメチルアンモニウム、オイゲノール、オキシクロザニド、オルトジクロロベンゼン、オルメトプリム、グリカルピラミド、クロステボル、クロルヘキシジン、酢酸イソ吉草酸タイロシン、ジアベリジン、ジブチルサクシネート、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファドキシム、スルファモイルダプソン、チオプロニン、デコキネート、トリブロムサラン、ナフシリン、ニタルソン、ニトロキシニル、ニフルスチレン酸ナトリウム、ノルジェストメット、バージニアマイシン、ヒドロコルチゾン、ピリメタミン、マホプラジン、メシリナム、メンブトン、ロキササルソン （以上30品目、全てポジティブリスト制度関係）
動物用医薬品及び飼料添 加物（3品目）	・アンプロリウム、エトパベート、スルファキノキサリン （以上3品目、ポジティブリスト制度関係）
飼料添加物（2品目）	・エンラマイシン、カンタキサンチン （以上2品目、ポジティブリスト制度関係）
動物用医療機器（1品目）	・その他の内臓機能検査用器具（無線式ルーメンpHセンサ）
微生物・ウイルス（1案 件）	・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正について（脱脂濃縮乳及び脱脂粉乳への他物使用禁止規定の例外として、たんぱく質量の調製のために生水牛乳からろ過により得られたものを規定すること、加工乳に対して使用が認められている原料に生水牛乳を規定すること、標記を適切に改めること）
微生物・ウイルス及び動 物用医薬品（1案件）	・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正について（乳を摂取してはならない水牛の規定、生水牛乳を使用する加工乳及び乳製品を製造する場合の生水牛乳の規定、水牛乳を原料としたナチュラルチーズに次のリステリア・モノサイトゲネスに係る成分規格の規定）
遺伝子組換え食品等（2 品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ ・JPBL005株を利用して生産されたホスホリパーゼ

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件等 (3 案件、6 品目)

農薬、飼料添加物及びプレリオン (1 案件)	<ul style="list-style-type: none"> 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料の製造の方法等の基準及び成分規格の設定 <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
農薬及び添加物 (1 品目)	<ul style="list-style-type: none"> アゾキシストロビン <u>ADIを0.18 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定。</u>
農薬 (1 品目)	<ul style="list-style-type: none"> オキサゾスルフィル <u>ADIを0.05 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定。</u>
動物用医薬品 (2 品目)	<ul style="list-style-type: none"> ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン (シード) (ガルエヌテクト S 9 5 - N B L) <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u> チルジピロシン <u>ADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定。</u>
動物用医療機器 (1 品目)	<ul style="list-style-type: none"> その他の内臓機能検査用器具 (無線式ルーメンpHセンサ) <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
微生物・ウイルス (1 案件)	<ul style="list-style-type: none"> 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和26年厚生省令第52号) の改正について (脱脂濃縮乳及び脱脂粉乳への他物使用禁止規定の例外として、たんぱく質量の調製のために生水牛乳からろ過により得られたものを規定すること、加工乳に対して使用が認められている原料に生水牛乳を規定すること、標記を適切に改めること) <u>食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</u>
微生物・ウイルス及び動物用医薬品 (1 案件)	<ul style="list-style-type: none"> 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和26年厚生省令第52号) の改正について (乳を摂取してはならない水牛の規定、生水牛乳を使用する加工乳及び乳製品を製造する場合の生水牛乳の規定、水牛乳を原料としたナチュラルチーズに次のリステリア・モノサイトゲネスに係る成分規格の規定) <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
新開発食品 (1 品目)	<ul style="list-style-type: none"> ピルクル400 <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。</u>

(3) その他

- ・令和2年度食品安全委員会運営計画を決定。
- ・食品安全委員会専門調査会等運営規程等を一部改正。
- ・令和元年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和2年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題を決定。
- ・令和2年度食品安全確保総合調査課題を決定。
- ・令和2年度食品安全モニターの依頼について事務局から説明。

2. 専門調査会等の運営（全23回）

専門調査会等名	開催回数	調査審議案件	
企画等	1回	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定 令和2年度食品安全委員会運営計画 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について 	
添加物	3回	<ul style="list-style-type: none"> 炭酸カルシウム L-酒石酸カリウム メタ酒石酸 DL-酒石酸カリウム 	
農薬	幹事会	3回	<ul style="list-style-type: none"> フェンプロパトリン ピリフルキナゾン ビキサフェン ピメトロジン
	評価第一部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> チオキサザフェン
	評価第二部会	3回	<ul style="list-style-type: none"> 1-メチルシクロプロペン プロクロラズ エタボキサム
	評価第三部会	1回	<ul style="list-style-type: none"> シフルトリン
	評価第四部会	1回	<ul style="list-style-type: none"> ピメトロジン
動物用医薬品	1回	<ul style="list-style-type: none"> ゼラノール 	
遺伝子組換え食品等	3回	<ul style="list-style-type: none"> JPAo004株を利用して生産されたキシラナーゼ JPAo005株を利用して生産されたキシラナーゼ JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ Morph TG#626株を利用して生産されたα-グルコシダーゼ JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ JPBL005株を利用して生産されたホスホリパーゼ 	
肥料・飼料等	2回	<ul style="list-style-type: none"> チルジピロシン <i>Trichoderma reesei</i> JPTR003株が産生するムラミダーゼを原体とする飼料添加物 ジニトルミド 	
薬剤耐性菌WG	1回	<ul style="list-style-type: none"> 家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌 	
アレルギーを含む食品に関するWG	1回	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーを含む食品 	
菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するWG	1回	<ul style="list-style-type: none"> 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 	

3. 意見交換会の開催等

(1) 意見交換会 (全1回)

開催日	開催地	意見交換会名	共催団体	主な対象者
1/24	京都府	地方共催意見交換会 (京都) リスクコミュニケーション「あなたはカフェインをどのくらい摂っていますか？」～食品のリスクを知って、知らせて行動しよう～	京都府	栄養学を学ぶ大学生

※以下の意見交換会は中止した。

- ・3/25 薬剤耐性菌に関する国際ワークショップ (東京)

(2) 講師派遣 (全12回、うち委員7回)

開催日	開催地	講演会名	依頼者	対象者
1/8	山梨県	甲府市食品リスクコミュニケーター養成講座 (テーマ：正しい情報の選択と効果的な伝達方法) *堀口委員	消費者庁	一般消費者
1/15	山口県	令和元年度食品・乳肉衛生関係業務研修会 (テーマ：リスクコミュニケーションから考える)	山口県	県内の食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員、動物愛護センター職員
1/16	大阪府	食品安全のためのリスク評価 (テーマ：食品の安全性確保ーリスク評価を中心にー) *川西委員	大阪大学	薬学部学部生
1/22	岩手県	1. リスクコミュニケーション講師育成講座 (テーマ：リスクコミュニケーション) 2. 食の安全安心を考える講座 (テーマ：食の安全情報) *堀口委員	岩手県	1. 県保健所職員等 2. 一般消費者、学校関係者、福祉施設関係者
1/22	京都府	リスクコミュニケーション「正しく理解しよう！健康食品について」 (テーマ：「健康食品」について)	京都府	一般消費者

		安全な選択をするために（19のメッセージ）		
1/27	東京都	水銀に関する水俣条約批准と実施に向けた能力強化研修 （テーマ：食べ物と水銀） *佐藤委員長	一般財団法人 水俣病センター相思社 （委託者：独立行政法人国際協力機構）	各国公共機関担当者（マレーシア、パキスタン、ブラジル等）
2/4	神奈川県	令和元年度第3回食品表示セミナー （テーマ：食品安全の基礎知識と食品添加物について）	神奈川県	食生活改善推進員等
2/6	山梨県	令和元年度第2回食の安全・安心を語る会 （テーマ：食品の安全を守る仕組みについて～遺伝子組換え食品の安全性評価～）	山梨県	一般消費者、生産者、食品製造・流通・販売事業者、関係行政機関
2/7	埼玉県	令和元年度第2回食のリスクコミュニケーション研修 （テーマ：遺伝子組換え食品の評価についての基本的な考え方）	埼玉県	栄養士、栄養教諭等学校教育関係者
2/9	東京都	令和元年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会 （テーマ：注目すべき食中毒） *山本委員	公益社団法人 日本獣医師会	研究者、学生等
2/15	東京都	第9回エコチル調査シンポジウム （テーマ：エコチル調査の夜明け） *佐藤委員長	株式会社オーエムシー（委託者：環境省）	一般消費者
2/21	熊本県	令和元年度（2019年度）と畜場及び食鳥処理場の品質管理部門責任者等研修会 （テーマ：食品安全委員会における微生物関連のリスク評価） *山本委員	熊本県食肉衛生検査所	県内のと畜場、食鳥処理場及び食品関係品質管理部門責任者、県担当職員

※以下の講座は延期した。

- ・2/27 みんなのための食品安全勉強会「食品の安全と調理」（名古屋）
- ・3/2 みんなのための食品安全勉強会「食品の安全と調理」（東京）

4. 情報提供

(1) Facebook、ブログ

健康に被害を及ぼすおそれのある案件、国民の関心が高い案件についての機動的な

情報提供。

■1月：10 記事

閲覧数（Facebook）約23,800件/月、（ブログ）約1,200件/月

投稿日	記事内容
9	【カフェインを知ろう】カフェインはどのくらいまでなら摂っていいの？
10	【ノロウイルスによる食中毒予防】手洗いの徹底を！
15	【カフェインを知ろう】頑張りたい時のカフェイン摂りすぎに気をつけて～受験生の保護者や周囲の方へ～
17	知って防ごう！芽胞形成菌による食中毒⑥ーセレウス菌（その1）
22	「健康食品」はわからない中での選択（信頼できる情報を自分で集める）～「健康食品」19のメッセージ
27	知って防ごう！芽胞形成菌による食中毒⑦ーセレウス菌（その2）
	京都府立大学の学生とカフェインについての意見交換会を開催しました
30	【キッズボックス】安全に食べるために（2020年1月号）
31	ノロウイルスによる食中毒が各地で発生しています～よく手を洗おう～
	【編集後記（睦月）】グルテンについて

■2月：13記事

閲覧数（Facebook）約35,800件/月、（ブログ）約1,700件/月

投稿日	記事内容
4	「健康食品」を摂る際はメモ（記録）を取る！～いわゆる「健康食品」19のメッセージ～
10	【カフェインを知ろう】エナジードリンクは何本も飲まないで
13	食品の安全と調理についての勉強会を東京、名古屋で開催します
14	体調が悪くなった時は、まずは摂るのを止めてください～いわゆる「健康食品」19のメッセージ～
17	『Food Safety』がPMC (PubMed Central)に収録されました
	“Food Safety” is available in PMC.

19	【用語集から】リスクアナリシスの考え方
21	ウエルシュ菌による食中毒に気をつけて
	ウエルシュ菌による食中毒に気をつけて2
25	新型コロナウイルスの感染経路について
27	山菜に似た植物の誤食に注意してください～有毒植物による食中毒が発生しています～
28	「〇〇食品が新型コロナウイルスに効く」などの情報に注意！
	【編集後記（如月）】食品安全に関する情報との付き合い方

■3月：16記事

閲覧数：(Facebook) 約48,600件/月、(ブログ) 約2,200件/月

投稿日	記事内容
4	【新型コロナウイルスの感染経路】厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&Aが更新されました
12	丁寧に手洗いをしましょう！
	【用語集から】関係機関・関係法令
13	【KIDS BOX】こどもと大人と一緒に学ぶ食品安全①
16	【KIDS BOX】こどもと大人と一緒に学ぶ食品安全②
	「ウエルシュ菌による集団食中毒が発生しています」
17	【KIDS BOX】こどもと大人と一緒に学ぶ食品安全③
18	【KIDS BOX】こどもと大人と一緒に学ぶ食品安全④
19	【カフェインを知ろう】お酒とカフェインは同時に摂らないようにしよう
	【KIDS BOX】こどもと大人と一緒に学ぶ食品安全⑤
23	【キッズボックス】毒がある身近な植物（2020年3月号）
	【KIDS BOX】こどもと大人と一緒に学ぶ食品安全⑥
27	食品安全委員会の英文電子ジャーナル「Food Safety - The Official Journal」

	of Food Safety Commission of Japan」 Vol. 8, No. 1を公開しました
	Food Safety - The Official Journal of the Food Safety Commission of Japan Volume 8, Number 1 has just been published
	家庭での食中毒を予防しよう！
31	【編集後記（弥生）】決定：「令和2年度 食品安全委員会運営計画」

(2) メールマガジン【読物版】(約1万人に配信)

実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供

配信月	記事内容
3	食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針 その1
	食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針 その2